

D V 相 談



ひとりで悩んでいませんか？

家庭内暴力（身体的・精神的・性的など）はいまや社会問題となっています。
小浜市では平成21年8月1日より、DV相談電話を設置しました。
関係機関と連携をとり、相談業務をいたします。
不安や悩みを感じたら、ひとりで我慢せずに相談してください。



DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？

配偶者やパートナーから受ける暴力のことです。

親しい関係の中でおきるため、潜在化しやすく長期に渡り被害者苦しめることとなります。

暴力には身体的暴力のみでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあります。

DVは人権侵害であり、犯罪です。

被害者の多くは心のやさしい女性で、経済的に監視されていることもあり加害者を見捨てて出て行くことができない状況にあります。

そのような中で被害がエスカレートしていくと、次第に自分らしさを奪われ、孤立し、罪悪感を植えつけられて無気力になってしまいます。

また、お子さんへの影響も深刻です。

あなたはあなたらしく生きることを諦める必要はないのです。

以下はDVの一例です。

身体的暴力

平手で打つ・足で蹴る・身体を傷つける可能性のあるもので殴る・げんこつで殴る・刃物などの凶器をつきつける・髪を引っ張る・首をしめる・腕をねじる・引きずりまわす・物を投げつける・こづく・殴るふりをする・タバコの火を押し付ける・階段から突き落とす など

精神的暴力	何でも従うよう強制する・発言権や決定権をあたえない・交友関係や電話の内容を細かく監視する・外出を禁止する・無視する・人前で侮辱する・大事なものを壊したり捨てたりする・罵詈雑言を浴びせる・夜通し説教をして眠らせない・大声でどなる など
経済的暴力	生活費を渡さない・外で働くことを妨害する・洋服などを買わせない・家庭の収入について何も教えない・家計を厳しく管理する など
性的暴力	見たくないのにポルノビデオを見せる・脅しや暴力的な性行為・避妊に協力しない・中絶の強要・子どもができないことを一方的に非難する・性行為の強要 など



DV防止法とは

事実上の配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するために

- **配偶者暴力相談支援センターの設置**
- **保護命令**

被害者が配偶者から暴力によって生命、または身体に重大な危害を受けるおそれがある時、被害者が裁判所に申し立てると、加害者に命令が出されます

などを定めた法律です。



保護命令とは

保護命令には次の2種類の命令があり、地方裁判所に申し立てると相手方に対し命令が出されます。

なお、DV防止法の一部が改正され、平成16年12月2日に施行されました。改正法では、保護命令の対象を子供や離婚した元配偶者まで広げ、退去命令の期間も延長されました。

- **接近禁止命令** ⇒ 6ヶ月間、身边につきまったり、住居・勤務先付近等をはいかいすることを禁止する命令

※ 必要により被害者の子供への接近も禁止されます。

- **退去命令** ⇒ 加害者に2ヶ月間、住居から退居させる命令

【DV相談窓口】

小浜市		
DV相談専用電話	0770-53-1755	小浜市大手町4-1 (働く婦人の家)
男女共同参画室	0770-53-1111	小浜市大手町6-3
嶺南振興局 若狭健康福祉センター (配偶者暴力支援センター)	0770-52-1300	小浜市四谷町3-10
福井県生活学習館 (配偶者暴力支援センター)	0776-41-7111 0776-41-7112	福井市下六条町14-1
福井県総合福祉相談所 女性相談課 (配偶者暴力支援センター)	0776-24-6261	福井市光陽2-3-36
警察本部 警察安全相談室	#9110 または 0776-26-9110	福井市大手町3-17-1
小浜警察署	0770-52-0110	小浜市南川町16-27

